

財形制度をめぐる当面の課題と対策について

1. 現状

○財形制度は、勤労者の自助努力を基本に、貯蓄、持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を国及び事業主の援助、協力により促進し、豊かで安定した勤労者生活の実現を図ることを目的としているが、勤労者世帯の貯蓄額現在高は、勤労者以外の世帯より少なく、また、持家率についても同様に依然として低い状況にあること等を踏まえ、勤労者の財産形成を支援することは、勤労者の福祉の向上に資するとともに、事業主にとっても従業員の職場への定着等雇用管理の改善にもつながるものであることから、今後も引き続き適切に実施していく必要がある。

2. 課題（別添1参照）

- 大企業と中小企業との所得格差等から中小企業への財形制度導入の一層の促進を図る必要性があり、旧雇用・能力開発機構法廃止法の附帯決議をはじめ、これまでの分科会や独立行政法人評価委員会等においても中小企業勤労者の制度の利用促進について指摘を受けているところ。
- このような状況等を踏まえ、中小企業勤労者にとって制度が利用しやすい環境整備を図り、もって、制度の利用促進を図ることが課題となっている。

3. これまでの主な取組実績

○ 各種周知・広報及び退職金共済事業との連携

- ・ 地方公共団体等関係機関を通じてのリーフレット配布（24年度実績：5,137ヶ所）
- ・ 中小企業向けメールマガジンへの記事掲載（24年度実績：12誌、各メールマガジン登録者数合計約10万）
- ・ 勤退機構財形部ホームページを全面リニューアルし、中小企業事業主への情報発信も意識した内容へ改訂（24年度実績：アクセス件数182,963件）
- ・ 中退共既・未加入事業所へのパンフレット送付（24年度実績：既加入3,719社、未加入1,022社）

○ 財形持家融資の貸付金利設定の見直し

- ・ 財形持家融資事業は、累積欠損を抱えていたが、平成24年度中の解消が確実となった情勢を踏まえ、貸付金利を再設定し、平成24年10月より貸付金利引下げを実施した。

【平成23年度下半期及び24年度下半期貸付実績（件数・金額）】

- ・ 23年度下半期：264件、5,178,400千円
 - ・ 24年度下半期：478件、8,531,400千円
- 貸付決定件数対前年度下半期比率：+181.1%
貸付決定金額対前年度下半期比率：+164.7%

4. 新しく実施する取組（別添2及び3参照）

○ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置 （平成26年4月より実施予定）

- ・ 中小企業勤労者に対し、財形持家融資貸付金利を通常金利より0.2ポイント引下げる特例措置を実施予定。

○ 財形制度普及事業（平成25年10月より実施）

- ・ 事業主団体に対し、傘下の財形制度未加入の中小企業へ財形制度の説明会及び事業所訪問等の実施により、制度の普及を委託する。

中小企業への普及促進に係る主な指摘事項

1. 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律案に対する附帯決議
(H23.4.12 参議院厚生労働委員会) (抜粋)

4 財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、中小企業向け融資の利用促進を図る等今後の在り方について引き続き検討すること。

2. 独立行政法人評価委員会 業務実績評価結果 (H24.8.10) (抜粋)

- 1 中期目標期間（平成 21 年度～平成 24 年度）の業務実績評価について
 - (2) 中期目標期間の業務実績全般の評価
 - ⑤ 中小企業における（財形）融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する。

3. 労働政策審議会勤労者生活分科会 (抜粋)

○（財形に関する議論を受けて）「中小企業の労働者の方に対しての支援のところをしっかりと議論することは重要な視点ではないかと思えます。」

(H23.10.18 第 12 回 勤生分科会委員発言)

○「中小企業のより強い味方になれるような（財形）制度についての検討もこの分科会で進めていく」(H23.10.18 第 12 回 勤生分科会委員発言)

中小企業勤労者への貸付金利引下げ特例措置について

1. 趣旨

財形持家融資制度については、旧能開機構廃止法附帯決議をはじめとして、これまでの勤労者生活分科会や独立行政法人評価委員会等において中小企業の利用促進について指摘されているところ。

このため、政策的必要性が高い中小企業勤労者への利用促進を図るため、以下の特例措置を実施する予定である。

2. 内容

中小企業の事業主に雇用される勤労者に対する財形持家融資貸付金利について、0.2ポイント引下げるものとし、勤退機構の内部要領を改正して対応することとする。

3. 実施時期

平成26年4月1日以降の貸付申込み分より適用し、1年間の時限措置として実施予定である。

4. その他

現在、国土交通省をはじめとした財形融資関係機関と調整中である。

財形制度普及事業について

1. 趣旨

財形制度の導入率は、中小企業は大企業に比べて低い状況となっており、中小企業への財形制度の導入促進を図ることが重要であることから、勤退機構第3期中期計画においても「事業主団体と連携をとり、個別事業主に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。」こととされているところである。

このため、事業主団体に対し、傘下の財形制度未加入中小企業への各種普及促進活動を通じ、財形制度の普及を図るための財形制度普及事業の委託を平成25年10月より実施している。

2. 事業内容

(1) 財形制度説明会の実施

傘下中小企業に対しての財形制度説明会の実施

(2) 事業所訪問

傘下中小企業を個別訪問し、財形制度の周知を実施

(3) 個別相談

説明会及び個別訪問実施後のフォローアップとして、関心を持つ中小企業に対しての個別相談を実施

(4) 情報提供

傘下中小企業に対して財形制度の各種情報提供を実施